

第3期加西市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
プロポーザル募集要領

加西市教育委員会

こども未来課

(令和5年7月)

1 趣旨

本市が持つ課題や社会情勢の変化に対応した子育て支援に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくため、子ども・子育て支援法の制定に伴い、平成27年3月、「加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。この計画は、加西市総合計画の子ども・子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけられており、令和2年3月の改訂を経て、令和7年3月に第3期の計画を策定することとする。

業務は、令和5年度及び6年度の2か年に渡り実施し、令和5年度は住民意識調査の実施・分析を主に行い、令和6年度は、その結果をもとに見込み量・質等算出、計画案の作成、パブリックコメントの実施等を行う。

これらを踏まえ、第3期加西市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：加西市第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
- (2) 業務内容：別紙「第3期加西市子ども・子育て支援事業計画業務委託 仕様書」（以下「仕様書」）のとおり。
- (3) 履行期間：契約日から令和7年3月31日まで

3 提案上限額（予算額）

- 5,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- (2) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (3) 上記(2)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る日程については、「13 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内 容	提出書類
1	業務実績	過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。 同種：子ども・子育て支援事業計画策定業務 同程度：子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画策定業務、またこれらを除く福祉関連の計画策定業務	業務実績調書(別記様式1)※実績を証明する契約書等の写し
2	入札参加資格者名簿への登録	加西市財務規則(昭和42年規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則(昭和42年規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。	入札参加資格者名簿登録についての誓約書(別記様式3)
3	地方自治法施行令第167条の4の規定	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	参加資格についての誓約書(別記様式4)
4	指名停止措置	加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領(平成6年7月15日訓令第23号)に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。	参加資格についての誓約書(別記様式4)
5	契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例(平成24年3月23日条例第1号)に規定する暴力団等でないこと	暴力団排除条例に関する誓約書(別記様式5)
6	市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書(別記様式6) ※市内業者のみ

7	消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するもの
8	経営の安定性	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問及び回答書」（様式5）に質問事項を記載のうえ、令和5年7月31日までに、FAXまたは電子メールにより所管課宛に送信すること。

メールの件名は「第3期加西市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

- (2) 質疑に対する回答は、令和5年8月3日までに、市ホームページに掲載する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

※ 電話・来庁等の口頭による質問は受け付けないものとする。

8 企画提案について

- (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することし、上限額を超える見積書は無効とする。（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。）

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

- ① 業務実施方針
- ② 業務実施体制

- ③ 業務工程表
- ④ 業務実績
- ⑤ 提案内容

〈ニーズ調査について〉

- I. ニーズ調査の調査項目の決定にかかる提案・助言・支援内容について
- II. こども基本法第11条を踏まえた子ども等の意見の聴取の手法について

〈計画策定業務について〉

- I. 提案者が考える子ども・子育て支援事業計画素案の構成とその内容について
- II. 調査結果からの目標数値設定方法と提供体制の確保手法、より精度の高い量の見込の算出方法について
- III. 提案者が本市で特に必要と考える子ども施策の内容とその理由について

プロポーザルへの参加者は、「公募型プロポーザル参加申込書」(様式3)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書等の関係書類に添えて提出すること。

① 会社概要 (パンフレット等)	⑥ 市税納税証明書
② 業務実績調査	⑦ 納税証明書 (消費税等)
③ 入札参加資格者名簿登録についての誓約書	⑧ 登記事項証明書
④ 参加資格についての誓約書	⑨ 印鑑証明書
⑤ 暴力団排除条例に関する誓約書	⑩ 決算関係書類 (財務諸表等)

(2) 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式4)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、参加申込期限までにこども未来課に提出するものとする。

(3) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 6部

(4) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和5年8月10日(木)17時必着(ただし、土・日曜、祝日を除く。)

方法：直接こども未来課窓口へ持参か、書留郵便とする。

(電子メールでの提出は不可)

場所：加西市教育委員会 こども未来課(議会棟 1階北側)

加西市北条町横尾1000番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(5) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

9 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、第3期加西市ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会を設置し行うものとする。

10 審査（書類及びプレゼンテーションによる審査）

(1) プレゼンテーションについて。

- ① 1申請者あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は15分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。
- ② プレゼンテーションはオンラインで実施する。
- ③ 参加者の出席者は3名以内とする。
- ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

11 契約候補者等の選定

(1) 契約候補者等の選定については、「別紙1 評価基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

(2) 評価が一定の基準に満たない場合

選定委員の得点率の平均が60%に満たない者は、契約候補者等に選定できないものとする。

12 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

13 日程及び提出書類等

時 期	内 容	
令和5年7月14日	募集要領の公示	
7月31日17時まで	質問事項の受付期間	
8月3日	質問の最終回答	
8月10日17時まで	企画提案書及び参加申込書の提出期限	
8月14日 予定	審査・選定委員会の開催案内	
8月23日 予定	審査・選定委員会の開催	オンライン開催とする。
8月下旬 予定	審査結果の通知	

14 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、又は接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

16 問い合わせ先

加西市 教育委員会 こども未来課 担当 稲木
 電 話：0790-42-8726
 F A X：0790-42-8731
 E-mail：kodomo@city.kasai.lg.jp